

【フランス】脱税等の不正に対する規制を強化する法律

海外立法情報課長 三輪 和宏

* 2018年10月23日、不正との闘いに関する法律第2018-898号が制定された。同法は、悪質な手法で租税、関税、社会保険料等を免れる行為を規制することを目的とする。

1 背景と経緯

フランスでは、国外の口座を利用し所得を隠したり、不正なコンピューター・プログラムを利用し支払うべき額を少なく見せたりといった悪質な手法を用いることにより、租税、関税、社会保険料等の納付を怠る事例が問題視されてきた。また、新しい経済活動として、シェアリング・エコノミー¹が普及してきており、その中には、租税、関税、社会保険料等の対象となる事業や雇用があるにもかかわらず、その納付を行わない事例が見られていた。このような不正を防ぎ、不正が発見された場合には適切な制裁を加えるという趣旨で制定されたのが、「不正との闘いに関する2018年10月23日の法律第2018-898号」²である。この法律は、2018年3月28日に政府提出法律案としてフランス議会の上院に提出され、同年10月10日に成立し、大統領審署を経て10月23日に制定された。公布は、翌24日であった。

2 主な内容

この法律は、全3章38か条から成る。章構成は、第1章：租税、社会的負担及び関税における不正との闘いのための手段の強化、第2章：租税、社会的負担及び関税における不正に対する制裁の強化、第3章：租税における不正に関する刑事訴訟手続の改革である。この法律の概要は、次のとおりである。

(1) 税務警察の創設（第2条）

「税務警察」と通称される部署を、行動・公会計省（Ministère de l'Action et des Comptes publics）に新たに設けることとした³。この部署は、司法警察と同等の権限を行使し税務捜査を行うことができ、一般の税務調査官によって実施される税務調査と比べ、留置、勾留、通信傍受（電話盗聴等）などを行うことができる点が特徴である。また、この部署は、租税や関税に関する高い専門性を有する者で構成される。

(2) 不正のために利用されるソフトウェアの規制の強化（第3条）

会計処理のソフトウェアに不正なプログラムを侵入させ、租税や関税を不当に低く見積もらせるという手法が目立つようになってきている。通関に際して、これに対する摘発を進めるため、税関事務所が、関連の書類、プログラム、データ等の提出を求めることができることとし

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ 物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングをはじめ、ソーシャルメディアを活用して、個人間の貸し借りを仲介するさまざまなシェアリングサービスが登場している。「シェアリング・エコノミー【sharing economy】」『デジタル大辞泉』（ジャパナレッジ・データベースより）

² Loi n° 2018-898 du 23 octobre 2018 relative à la lutte contre la fraude. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037518803>

³ 2019年7月1日に、財務司法捜査部（Service d'enquêtes judiciaires des finances）として創設された。

た。

(3) 行政機関等間の情報の共有（第6条）

行政機関等（税務署、税関、社会保険所掌の機関等）の間の情報交換を強化し、例えば、一定の要件の下で、これらの機関等の保有情報に対して、互いにアクセスすることを可能にした。

(4) 外国口座の届出範囲の拡大（第7条）

外国で保有する口座は、使用しない場合でも税務当局に届け出なければならないこととした。

(5) シェアリング・エコノミーから公的負担の徴収を行うための措置の導入（第10条）

シェアリング・エコノミーのうち、商業的性格を有する一定のものについて、租税・社会保険料等が徴収されるべきことを明確化し、その徴収を円滑に行うための措置について規定した。例えば、ウェブサイト等を通じて電子的なプラットフォームを提供し、第三者が物品の販売・交換、サービスの提供・交換等をできるようにしている会社に対して、これらの活動が商業取引に当たる場合は当該第三者に納税・社会保険料支払等の義務が発生する可能性があることについて、当該第三者へ伝えることが義務付けられた。

(6) 脱税を行った法人の公表（第18条）

悪質な脱税を行った法人は、税務署のウェブサイトで公表できることとした。公表する事項は、脱税した税の種類と金額、制裁金の種類と金額、脱税した納税者の名である。

(7) 重大な脱税の幫助（ほうじょ）をする第三者に対する制裁の導入（第19条）

重大な脱税の事案において、第三者が業務として脱税者の不正行為を幫助（ほうじょ）したと認められる場合、当該第三者に対して制裁金を科すことができることとした。制裁金の額は、当該脱税者から得られた収入の50%に相当する額である。

(8) 悪質な脱税に対する制裁の強化（第23条）

悪質な手法によって行われた脱税には、5年の拘禁刑及び500,000ユーロ⁴の制裁金を科すことを規定した。ただし、制裁金は、不正によって得られた利益の2倍まで増やすことができる。

(9) 脱税事件の刑事裁判の迅速化（第24条）

脱税に関する刑事訴訟において「有責認知に基づく出頭（*comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité*）」⁵と呼ばれる手続を採用することとした。

(10) タックス・ヘイブン対策の強化（第31条）

フランスは、企業等の課税逃れに使われることがあるタックス・ヘイブンについて国・地域を指定し、経済協力を行わない等の措置をとっている。この指定の国・地域として、欧州連合が指定する国・地域を新たに加えることとした。

(11) 税務当局から検察当局への重大な脱税事案の伝達（第36条）

一定の要件を満たす重大な脱税の事案があった場合、税務当局は検察当局に対してその事実を必ず伝達することとした。

参考文献

- ・ Albéric de Montgolfier, *Sénat Rapport*, n° 602, 2018.6.27. <<https://www.senat.fr/rap/117-602/117-6021.pdf>>
- ・ Émilie Cariou, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1294, 2018.10.4. <<https://www.senat.fr/rap/118-014/118-0141.pdf>>

⁴ 1ユーロ=120.99円（令和2年1月分報告省令レート）

⁵ 犯罪行為者が自己に対して非難されている事実及び自己の有責性を認める場合に、法廷審理の手間を省くことを内容とする手続。レモン・ギリアンほか〔編著〕（中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012、p.94。（原書名：Raymond Guillien et al., eds., *Lexique des termes juridiques*, 16e édition, 2007.）